



鳥取県公報

令和2年1月10日（金）
号外第2号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則（1）（医療政策課）・・・3
- 鳥取県保育士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則（2）（子育て王国課）・・・6

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

准看護師免許証に旧姓の併記を可能とすること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 准看護師免許申請書及び准看護師籍訂正・免許証書換交付申請書に旧姓併記の希望の有無を記載する欄を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県保育士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取短期大学が大学等における修学の支援に関する法律による修学支援の対象となる大学となったことに伴い、保育士等修学資金の借受者の資格を見直す等、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 保育士等修学資金の貸付けを受けることができる者から、次に掲げる者を除く。
 - ア 大学等における修学の支援に関する法律による大学等における修学の支援（以下「修学支援」という。）を受けている者
 - イ 修学支援を受けることができる者（大学等における修学の支援に関する法律施行令に規定する減免額算定基準額が25,600円未満の者に限る。）
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第1号

鳥取県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県保健師助産師看護師法施行細則（昭和56年鳥取県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>准看護師籍訂正申請手続及び准看護師免許証の書換交付申請手続</u>)</p> <p>第4条 政令第3条第3項の規定による准看護師籍の訂正及び同令第6条第2項の規定による准看護師免許証の書換交付の申請は、様式第3号による申請書を提出してしなければならない。</p> <p>第7条 <u>削除</u></p>	<p>(准看護師籍訂正申請手続)</p> <p>第4条 政令第3条第3項の規定による准看護師籍の訂正の申請は、様式第3号による申請書を提出してしなければならない。</p> <p>(<u>准看護師免許証の書換交付申請手続</u>)</p> <p>第7条 <u>政令第6条第2項の規定による准看護師免許証の書換交付の申請は、様式第6号による申請書を提出してしなければならない。</u></p>

第2条 鳥取県保健師助産師看護師法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

准看護師免許申請書

収入証紙
貼り付け欄

鳥取県知事 様
申請者

本籍 (国籍)	都道 府県	住所	〒	
電話番号				
ふりがな				
氏名				印
生年月日	年	月	日	性別

准看護師免許を受けたいので、保健師助産師看護師法施行令第1条の3第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

年 月施行	県(都・道・府)准看護師試験合格	受験番号	
-------	------------------	------	--

1 罰金以上の刑に処せられたことの有無（有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日）

- 有・無 _____
- 2 准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無（有の場合、違反の事実及び年月日）
有・無 _____
- 3 旧姓併記の希望の有無
有・無 有の場合（旧姓 _____）
- 注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

准看護師籍訂正・免許証書換交付申請書

収入証紙
貼り付け欄

鳥取県知事 様
申請者

住所	〒		
氏名		電話番号	

保健師助産師看護師法施行令第3条第3項（及び第6条第2項）の規定により准看護師籍の訂正（及び免許証の書換交付）を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

登録番号	第	号	登録年月日	年	月	日
------	---	---	-------	---	---	---

変更の内容

	変更前	変更後
本籍 (国籍)	都道 府県	都道 府県
ふりがな		
氏名		
旧姓併記の希望の有無		有・無 有の場合（旧姓 _____）
変更事由		

注 免許証書換交付申請をする場合には、准看護師免許証を添付すること。

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

様式第6号 削除

様式第7号（第8条関係）

准看護師免許証再交付申請書

収入証紙
貼り付け欄

鳥取県知事 様
申請者

住所	〒		
ふりがな			

氏名	印	電話番号	
----	---	------	--

准看護師免許証を亡失（損傷）したためその再交付を受けたいので、保健師助産師看護師法施行令第7条第2項の規定により次のとおり申請します。

年 月 日

登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
亡失（損傷）年月日	年 月 日

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 免許証に旧姓が記載されていない場合であって、新たに旧姓の併記を希望するときは、免許証書換交付申請を併せて行うこと。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県保健師助産師看護師法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請その他の手続について適用し、同日前にされた申請その他の手続については、なお従前の例による。

鳥取県保育士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第2号

鳥取県保育士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県保育士等修学資金貸付規則（平成25年鳥取県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(修学資金の借受者の資格)</p> <p>第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 生計を同一にする者の所得の合計が知事が別に定める金額に満たないこと、疾病等のため多額の支出を必要とすることその他特別な事情により生活が困窮しているため特に貸付けの必要があると知事が認める者であること。</u></p> <p><u>(5) 次のいずれにも該当しない者であること。</u></p> <p>ア <u>大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第3条に規定する大学等における修学の支援（以下「修学支援」という。）を受けている者であること。</u></p> <p>イ <u>修学支援を受けることができる者（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第2項に規定する減免額算定基準額が25,600円未満の者に限</u></p>	<p>(修学資金の借受者の資格)</p> <p>第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 県から類似の資金の貸与又は給与を受けていない者であること。</u></p> <p><u>(5) 次のいずれかに該当する者であること。</u></p> <p>ア <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助のいずれかを受けている世帯に属していること。</u></p> <p>イ <u>保護者の全てが地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（以下「市町村民税」という。）の所得割を課されていないこと。</u></p> <p>ウ <u>ア又はイに該当するもののほか、生計を同一にする者の所得の合計が知事が別に定める金額に満たないこと、疾病等のため多額の支出を必要とすることその他特別な事情により生活が困窮しているため特に貸付けの必要があると知事が認める者であること。</u></p>

る。)であること。

ウ 県から類似の資金の貸与又は給与を受けて
いる者であること。

(修学資金の額等)

第4条 修学資金の額は、次の各号に掲げる修学資金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、奨学金の総額は、24月分を限度とする。

(1) 奨学金 月額3万円

(2) 略

2・3 略

(貸付けの打ち切り及び休止)

第9条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月 (第5号に該当することとなった場合にあっては、修学支援が開始される日が属する月の前月) までで奨学金の貸付けを打ち切るものとする。

(1)～(4) 略

(5) 修学支援を受けることとなったとき。

(6) 略

2・3 略

(修学資金の返還)

第11条 略

2 前項の規定にかかわらず、修学生は、第9条第1項 (第5号を除く。) の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたときは、同条第3項の規定による通知の日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内に、月賦均等払の方法により、修学資金を返還しなければならない。

3・4 略

様式第1号 (第6条関係)

修学資金貸付申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 郵便番号

住所

(修学資金の額等)

第4条 修学資金の額は、次の各号に掲げる修学資金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、奨学金の総額は、24月分を限度とする。

(1) 奨学金 月額3万円 (前条第4号のアに該当する場合、保護者の全てが市町村民税の均等割を課されていない場合その他著しく生活が困窮していると知事が認める場合にあっては、月額6万円)

(2) 略

2・3 略

(貸付けの打ち切り及び休止)

第9条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月までで奨学金の貸付けを打ち切るものとする。

(1)～(4) 略

(5) 略

2・3 略

(修学資金の返還)

第11条 略

2 前項の規定にかかわらず、修学生は、第9条第1項の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたときは、同条第3項の規定による通知の日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内に、月賦均等払の方法により、修学資金を返還しなければならない。

3・4 略

様式第1号 (第6条関係)

修学資金貸付申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 郵便番号

住所

<p style="text-align: center;">氏名 ㊞ 電話番号</p> <p>次のとおり修学資金の貸付けを受けたいので、連帯保証人となる者と連署し、関係書類を添えて申請します。</p> <p>1 奨学金 月額3万円</p> <p>2 入学支援資金 24万円</p> <p>上記の申請に同意し、申請者が修学資金の貸付けを受けたときは保証人となり連帯して債務を負担します。</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人 郵便番号 住所 氏名 ㊞ 電話番号 申請者との関係</p>	<p style="text-align: center;">氏名 ㊞ 電話番号</p> <p>次のとおり修学資金の貸付けを受けたいので、連帯保証人となる者と連署し、関係書類を添えて申請します。</p> <p>1 奨学金 <u>(いずれかに○をしてください。)</u> <u>月額6万円</u> 月額3万円</p> <p>2 入学支援資金 24万円</p> <p>上記の申請に同意し、申請者が修学資金の貸付けを受けたときは保証人となり連帯して債務を負担します。</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人 郵便番号 住所 氏名 ㊞ 電話番号 申請者との関係</p>
--	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県保育士等修学資金貸付規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和2年度以後の修学に必要な修学資金の貸付けから適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、新規則第3条第5号イの規定は、令和元年度以前に鳥取短期大学（以下「短大」という。）に入学している者については、適用しない。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県保育士等修学資金貸付規則（以下「旧規則」という。）の規定により知事に提出された令和2年度以後の修学に必要な修学資金の貸付けに係る申請書その他の書類は、新規則の規定により提出されたものとみなす。
- 4 令和元年度以前に短大に入学している者についての新規則第4条第1項第1号の適用については、同号中「月額3万円」とあるのは、「月額3万円（大学等における修学の支援に関する法律施行令第2条第2項に規定する減免額算定基準額が100円未満である場合その他著しく生活が困窮していると知事が認める場合にあっては、月額6万円）」とする。この場合において、旧規則様式第1号の規定は、なおその効力を有する。